

第33回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月30日（金）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 17名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘		
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 1名

15	牧田 日出男
----	--------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第14号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第15号	現況証明願いについて
日程第4	議案第16号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第5	議案第17号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第6	議案第18号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案第19号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後2時40分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第33回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、2番・富倉浩之委員、3番・片岡文洋委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p>業務報告の会議について、主なものを報告致します。</p> <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第14号 農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第14号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は4件でございます。</p> <p>申し出のありました合意解約届について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番から3番を説明)</p> <p>なお、申請番号1から3番について、別紙、確認書において、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件につ</p>

	<p>いては成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。これより議案第14号、番号1番から3番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第14号、番号4番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第15号、現況証明願いについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第15号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。申し出のありました現況証明願いについて、</p> <p>農地法関係 事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番から2番について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長 竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>3月17日に1番、2番の案件について、第2班で現地確認を行いました。</p> <p>1番、(氏名)の案件について、畑から畑外に登記簿地目を現況地目に変更するための申請ですが、申請地は、一連の畑のうち一部が崩落した地形にあって、現状では、農地として活用することは困難な状態にありました。</p> <p>2番、(氏名)の案件について、1番同様、畑から畑外に登記簿地目を現況地目に変更するための申請であります。</p> <p>申請地は、現在、格納庫、車庫などが建てられており、現状では、農地として活用することは困難な状態にありました。</p> <p>班で協議した結果、1番、2番とも、申請どおりで異議はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第15号、現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可について、提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます地法第3条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。内容は、賃貸借が1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議場	<p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>申請番号1番について、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、吉田義明委員から報告願います。</p>

吉田(義)委員	<p>借主の希望による貸付案件です。申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第17号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第17号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出は1件でございます。</p> <p>申請内容は、農用地区域からの除外が1件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>なお、現地調査は3月17日に第2班竹内班長以下6名で行っております。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>大樹町から意見照会された農振農業用施設用地からの除外の件について、第2班で現地調査を行いました。申請地は、農家住宅を新たに建設するもので、農作業の効率化や利便性向上など改善が図られると考えられます。</p> <p>また、営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、班では、農振農業用施設用地からの除外については、やむを得ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。これより議案第17号、番号1番について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第6、議案第18号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第18号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。今回ご審議頂きます農地法第4条の規定による許可については1件でございます。内容は、農業用施設の農地転用が1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議 賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしく願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。なお、本件は申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、竹内稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>経営規模の拡大に伴い、新たにバンカーサイロ1基を建設するものです。</p> <p>既存バンカーとの位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号、農地法第4条の規定による許可について、番号1番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計</p>

	<p>画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は9件でございます。</p> <p>内容は、新規の賃貸借が4件、一般更新の賃貸借1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議 賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 富倉浩之委員より報告を求めます。</p>
富倉委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>。賃貸借期間は5年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第19号、番号1番について、農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、番号2番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>

梅津主幹	<p>(議案に基づき番号2番及び3番を説明)</p> <p>申請番号2、3番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、番号2番の内容について地区担当委員より報告を求めます。地区担当委員 向井良治委員より報告を求めます。</p>
向井委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。賃貸借期間は5年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に、番号3番の内容について地区担当委員より報告を求めます。地区担当委員金曾浩文委員より報告を求めます。</p>
金曾委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第19号、番号2番から3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、番号4番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号4番及び5番を説明)</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に番号4番の内容について地区担当委員より報告を求めます。地区担当委員 金曾浩文委員より報告を求めます。</p>
金曾委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は10年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示し、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>番号5番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第19号、番号4番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、番号6番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>申請番号6番</p>

	<p>(議案に基づき番号6番から9番を説明)</p> <p>申請番号6から9番ですが、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。番号6番から9番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案 第19号、番号6番から9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
<p>水津局長</p>	<p>次回の総会につきましては、4月27日月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第33回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>